

2026年6月19日

## 郵政民営化法改正法の成立について

一般社団法人全国信用金庫協会  
会長 平松 廣司

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決され、成立いたしました。

郵政民営化法において、日本郵政に対し、できる限り早期にゆうちょ銀行の全株式処分を行うことを定めていることから、これまで私どもでは、日本郵政による全株式処分に向けた取組みを着実に進めることを主張して参りました。

しかしながら、同改正法では、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有を義務付けることとされております。

また、新規業務等の上乗せ規制については、同改正法の附則において、「3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が上乗せ規制の在り方について検討を行う」旨が規定されています。

仮に上乗せ規制が緩和・撤廃され、190兆円もの預金規模を有するゆうちょ銀行が政府の信用をバックに業容を拡大することとなれば、地域金融機関の経営を圧迫し、地域の信用創造機能や課題解決支援など、地域金融機関が長年培ったノウハウをもとに担ってきた機能が阻害され、地域経済に悪影響が及ぶことが懸念されます。

したがって、ゆうちょ銀行に間接的な政府出資が残る間は、同規制を緩和・撤廃するべきではなく、今後の郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証においては、このような懸念を十分に踏まえて検討いただくよう強く要望いたします。

私どもとしては、人口減少や少子高齢化、過疎化が急速に進むなか、郵便局ネットワーク・ゆうちょ銀行と信用金庫が、地方創生や地域の活力維持のためにそれぞれが得意分野を活かして、共存共栄するビジョンが描けることを期待いたします。

以上